公 告 物 － 第 51 号
令和８年１１月１８日

契約担当官
航空自衛隊第３航空団
会計隊長　長谷川　拓生

公　　告

下記により一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」を熟知の上参加されたい。

記

1 競争入札に付する事項	(1) 件　名	コンテナの調達及び設置
	(2) 納　期	令和9年3月31日
	(3) 納　地	航空自衛隊東北町分屯基地
2 入札日時		令和8年11月30日　（月） 14時30分
3 入札場所		航空自衛隊三沢基地（合同庁舎１階会計隊入札室）
4 参加資格		(1) 予決令第70条及び第71条の規定に該当する者でないこと。 (2) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」のＤ等級以上に格付けされた東北地域の競争参加資格を有する者。 (3) 防衛装備庁長官から又は航空幕僚長等から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。 (4) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。 (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。
5 入札方法		落札判定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の１０％に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった価格の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。
6 保証金		入札保証金及び契約保証金　免除
7 入札の無効		４の参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に反した入札は、無効とする。
8 契約書等作成の有無		有
9 契約の方法		確定契約
10 契約条項を示す場所		航空自衛隊三沢基地第３航空団会計隊事務室 航空自衛隊三沢基地ホームページ
11 郵便入札の許否		許可　※　事前に申し出ること。
12 その他		(1) 入札保証金の納付を免除してあるが、落札者が契約を結ばないときは、入札保証金相当額を徴収する。 (2) 入札書に記載された金額の１００分の１１０に相当する金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって申し込みがあったものとする。 (3) 同等品確認申請については、令和8年11月24日12時00分までに会計隊へ申請書類を提出すること。 (4) 入札の参加を希望するものは、入札日までに、入札書及び上記の参加資格の写しを契約担当官まで提出すること。 (5) 本書記載事項の詳細については、会計隊契約班に照会のこと。 TEL（0176）53-4121（内線：3678） FAX（0176）53-5464　　担当： 新山

入札書

貴隊の入札条件および契約条項等承諾の上提出します。

令 和 8 年 11 月 30 日

契約担当官
航空自衛隊第３航空団
会計隊長　長谷川　拓生　殿

（住所）
（社名）
（代表）

（担当姓名）
（電話番号）

品 名 （ 件 名 ）	規　　格		単位	数 量	単 価	金　額
コンテナの調達及び設置	仕様書のとおり		台	1		
	以下余白					
合計						
総 額 ￥						
申 込 者 の 条 件	納　　期：令和9年3月31日 納　　地：航空自衛隊東北町分屯基地 （その他）　税抜き（送料等諸経費込み）					

<table>
<tr><td colspan="4">航空自衛隊仕様書</td></tr>
<tr><td rowspan="2">仕様書の種類</td><td>内容による分類</td><td colspan="2">装備品等仕様書</td></tr>
<tr><td>性質による分類</td><td colspan="2">個別仕様書</td></tr>
<tr><td>物品番号</td><td></td><td colspan="2">仕様書番号</td></tr>
<tr><td rowspan="6">品名又は件名</td><td rowspan="6">コンテナの調達及び設置</td><td colspan="2">東分基ＬＰＳ－Ｃ４１００１</td></tr>
<tr><td>承認</td><td>令和８年１０月５日</td></tr>
<tr><td>作成</td><td>令和８年１０月５日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">改正</td><td>令和８年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>令和　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>作成部隊等名</td><td>第４補給処東北支処</td></tr>
</table>

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は，航空自衛隊東北町分屯基地（以下「官側」という。）給養班で使用するコンテナ（以下「製品」という。）の調達及び設置について適用する。

1.2　用語の定義

この仕様書で使用する用語の定義は，次に定めるところによる。

設置

設置とは，製品を指定した場所への搬入据付（水平調整，玉掛け作業，扉開閉確認を含む。）をいう。

1.3　関連文書

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部をなすものであり，入札書又は見積書の提示時における最新版とする。

法令等

航空自衛隊調達規則（昭和３６年航空自衛隊達第１３号）

東北町分屯基地入出門規則（令和８年東北町分屯基地達第５号）

2　製品に関する要求

2.1　一般事項

調達する製品は，調達要領指定書のとおりとする。

3.1　納品及び設置作業

a)　役務内容は，搬入据付に伴う作業及び外部及び内部の変形，腐食，溶接部分の割れ等の有無を確認し、扉と付属する金具類の動作確認とする。

b)　契約相手方は，作業日時については，契約締結後，監督官と調整すること。

c)　契約相手方は，作業日前日までに作業に必要な場所について監督官と調整するものとし，作業の支障となる備品は官側が移動する。

d)　契約相手側は，製品の納品場所への搬入，据付及び設置調整を行うとともに，それらに必要な器材，工具及び資材を準備する。

品名又は件名	コンテナの調達及び設置

e) 契約相手方は,履行場所の安全に関する管理責任者となり,関係法規等に従って管理を行い,現場においては,常に安全に留意し,事故及び危害の予防に努める。

f) 設置後の細部収まりについては,監督官の指示による。

4 品質保証

4.1 試験

a) 契約相手方は，設置完了後に検査官立会のもと，製品の外観，扉開閉，施錠機能その他の使用上必要な機能について確認を行うこと。

b) 契約相手方は，検査官より不具合等の指摘があった場合は，速やかに指摘箇所の修正を行うこと。

4.2 監督・検査

監督及び検査は,航空自衛隊調達規則に定める監督検査要領に基づき実施される。

4.3 設置後の品質保証

設置箇所において不具合等が生じ,その原因が役務上の不具合と官側が認めた場合，契約相手方の負担において完全に復旧するものとする。なお、保証期間は、引渡しの日から起算して１年間とする。

5 その他の指示

5.1 安全管理

安全管理の実施に当たり火災及び器材操作等による事故防止に十分留意するものとし，役務に関わる一切の責任は契約相手方が負うこと。

5.2 留意事項

a) 契約相手方は，従事者の身元，規律の保持，風紀及び衛生に関すること，人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について,一切の責任を負うこと。

b) 契約相手方は，官側施設又は第三者に損害を与えた場合，契約相手方の責任において，速やかに補償すること。

c) 基地立入りについては，東北町分屯基地入出門規則に従い入出門すること。

d) 契約相手側は,基地内において役務履行で必要な場所以外への立入りは行わないほか，細部は，監督官等の指示に従うこと。

e) 契約相手方は，本契約履行に必要な場合だけ基地内で写真を撮影でき，撮影する場合，監督官等の許可を得ること。また，写真，フィルム及びデータについては，写真等を使用した書類を監督官等へ提出後，写真等のデータを完全に消去し，保存しないこと。

f) 契約相手方は，本役務の履行に当たり，本役務の履行上必要と認められる場合は,社会通念上妥当な範囲内において,官側と協議し,認められた場合,便宜供与を受けることができる。

5.3 養生・清掃

契約相手側は，作業前に納入場所に至る箇所を養生し，周辺施設や既設物の保護に努めるとともに，納入後，納入場所付近の清掃を実施する。

5.4 作業完了報告

契約相手方は,本役務完了後,速やかに作業完了報告書（様式任意）を監督官へ提出すること。

品名又は件名	コンテナの調達及び設置

なお,報告書には作業日時,作業場所,実施内容及び納品後の動作確認結果を記載すること。

5.5　疑義事項

本仕様書に定めのない事項又は本仕様書の解釈に疑義が生じた場合,監督官と契約相手方が協議の上，決定する。

調達要領指定書	調達要求番号	Ｓ８－５４
	調達要求年月日	令 和 ８ 年 １ １ 月 １ ２ 日
	作 成 部 隊	第４補給処東北支処業務課給養班
	作 成 年 月 日	令 和 ８ 年 １ ０ 月 ５ 日
品　　名	コンテナの調達及び設置	
仕様書番号	東分基ＬＰＳ―Ｃ４１００１	

指定事項

製品に関する要求

（１）調達する製品

コンテック６フィート保冷コンテナ又は同等品とし，調達する製品の規格，数量等は，表１による。

（２）製品の条件

ア　製造会社により機能，性能，安全性及び耐久性を含む品質が保証された表１を満たす仕様とし，中古品，中古コンテナを改修した製品及び再生品を認めない。

イ　設置方法は据置とし，アンカーボルト等で地面へ固定しない。

ウ　製品は，断熱構造を有する保冷コンテナとし，冷凍機，冷蔵機，空調設備その他の温度調整設備は付属しないものとする。

（３）同等品判定

ア　表１に示す製品以外の製品を提案する場合は，同等品確認申請書及び製品カタログ，仕様書その他性能が確認できる資料を提出し，官側の承認を受けるものとする。

イ　提出資料は，寸法，材質，扉形式，断熱構造，断熱性能及び色調等について，本仕様書との比較が確認できる内容とする。

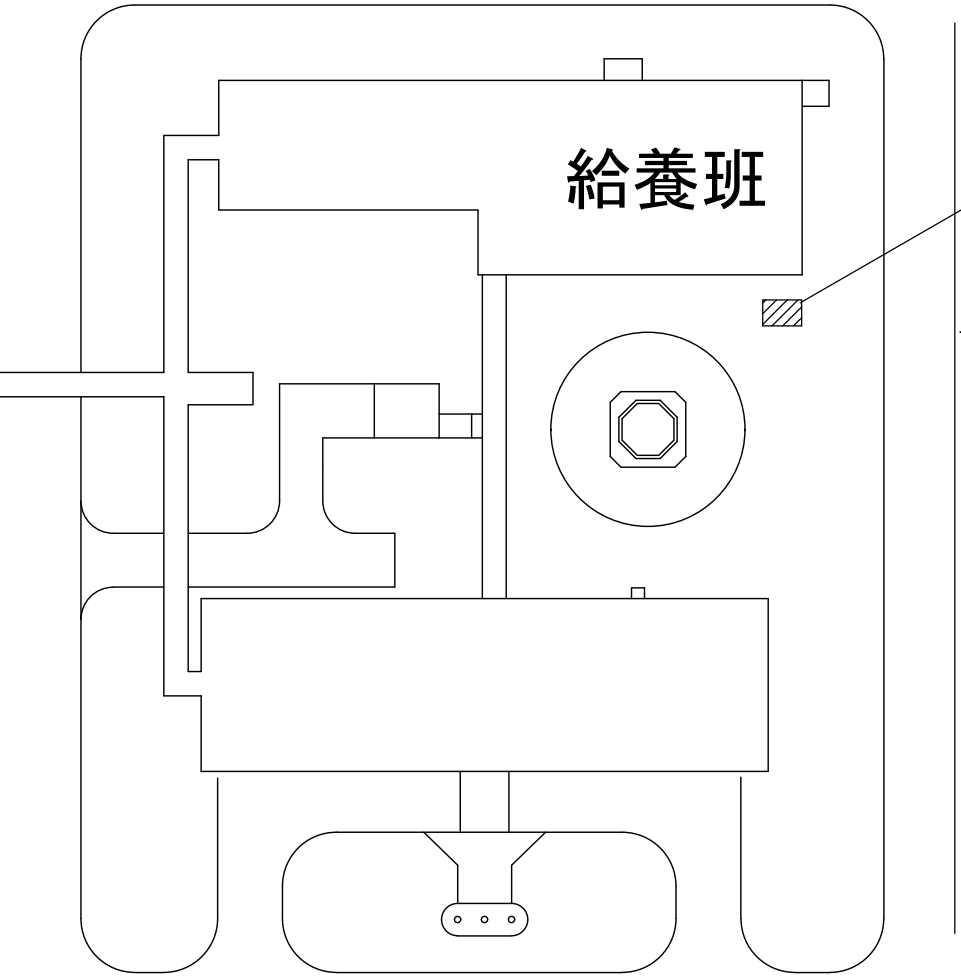
ウ　官側が本仕様書に示す規格と同等以上と判定したものに限り，同等品として認めるものとする。

表１　製品，規格，単位及び数量

品　名	規　格	単位	数量	備　考
６フィート保冷コンテナ	１　下記の寸法を超えないものとする。 （１）外寸 Ｗ２，４５０ｍｍ Ｈ２，６１０ｍｍ Ｌ１，８４０ｍｍ （２）内寸 Ｗ２，３１０ｍｍ Ｈ２，３２０ｍｍ Ｌ１，６２０ｍｍ ２　仕様 リア側の観音開き扉タイプで，内壁と外壁の間に断熱材を充填したものとする。内装両側及びドアは，ステンレス製，天井及び床は，アルミ製又は同等以上のものとする。断熱性能は，外気温変動の影響を受けにくく，長時間にわたり庫内温度の上昇を抑制できる構造のものとする。色は，グレー系，ベージュ系，白系とする。	台	１	細部設置場所は，別図のとおり。

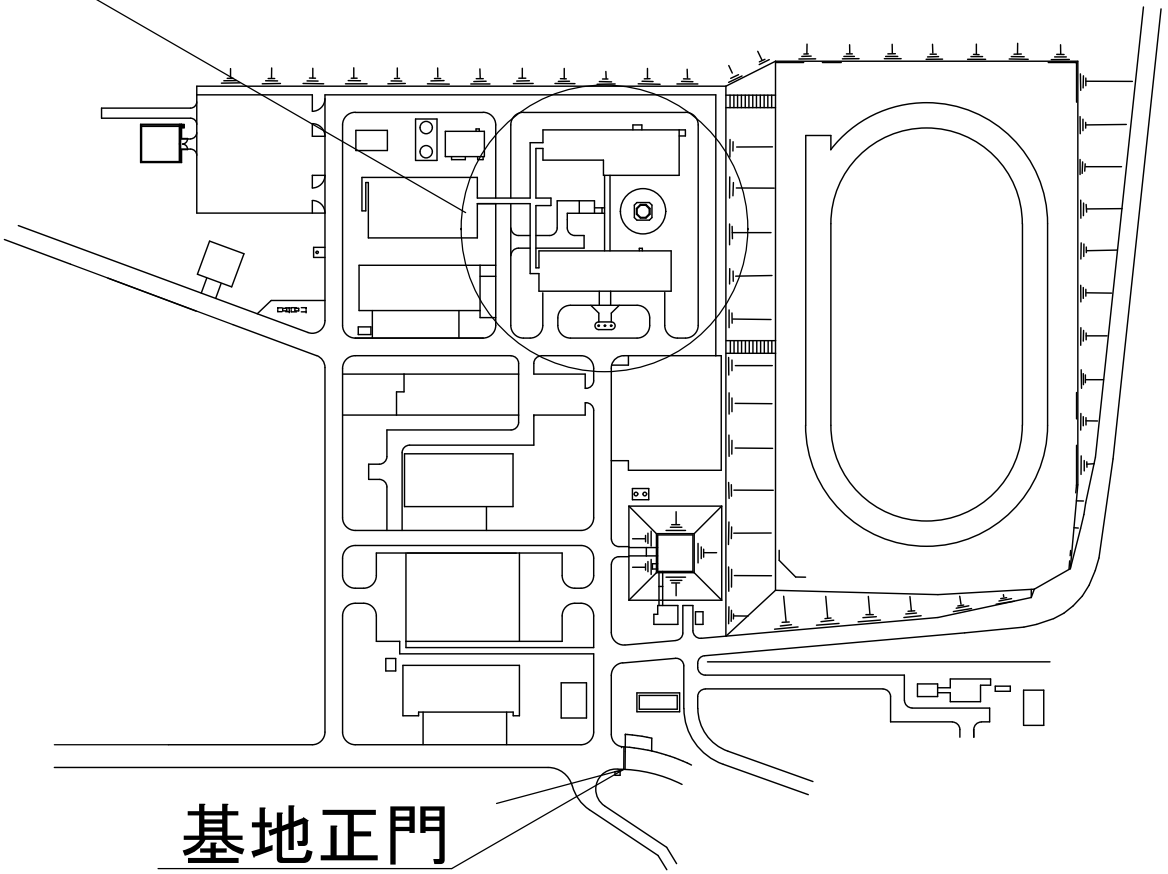
別図

拡大図



コンテナ位置

基地全体図



基地正門